

第1章 開発許可制度の概要

1 制度の目的

一定の市街地を形成すると見込まれる規模の開発行為をしようとする者は、あらかじめ都市計画法（以下「法」という。）による許可を受けなければなりません。

開発許可は、開発区域の規模及び予定建築物の用途に応じて、道路、公園、排水、給水等の必要な施設の設置を義務づけ、良好な水準の都市形成の誘導を図ろうとするとともに、市街化調整区域内にあっては一定のものを除き開発及び建築等の行為を制限して、無秩序な市街化を防止するという目的を達しようとしているものです。

2 開発行為（法第4条第12項）

（定義）

法第四条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

この法律で「開発行為」とは、建築物を建築し又は特定工作物を建設するために土地の

- 区画の変更を行うこと。
- 形質の変更を行うこと。
- 区画及び形質の変更を同時に行うこと。

のいずれかに該当する場合をいいます。

（1）「主として」とは

土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物の建築又は特定工作物の建設にあるという意味で、土地の利用目的、物理的機能的状況等を判断して、その主たる利用目的が建築物又は特定工作物に係るものではないと認められる場合は、開発行為に該当しないこととなります。

開発行為に該当しない例：露天資材置場、無蓋駐車場、家庭菜園

（2）「区画の変更」

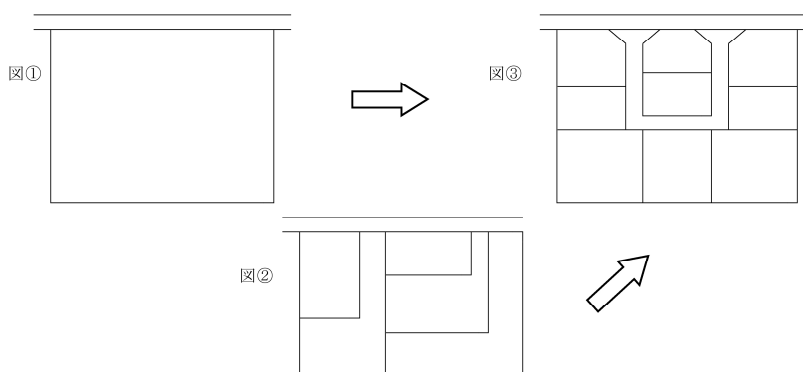
土地の利用状況、形状等客観的に判断して一団の区画とみなされる土地を建築物の建築又は特定工作物の建設のために変更する場合は開発行為となります。

単なる土地の分合筆（権利区画の変更）は開発行為とはなりません。

ア 宅地の土地利用の変更

既存建物を除却し、新しく建て替える場合は、権利の変更にかかわらず、新たな建物の用途とそれに関連する敷地を一団の区画としてとらえて判断します。

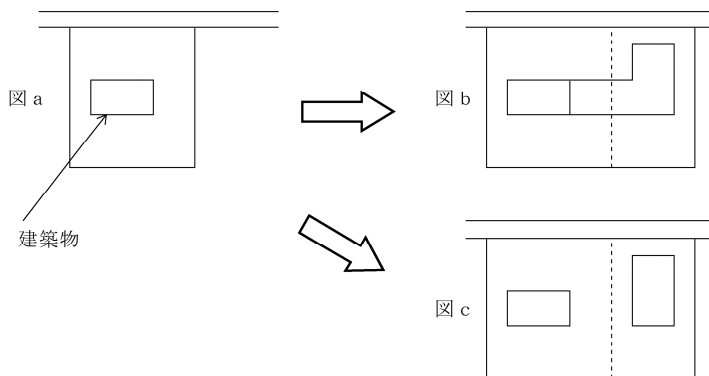
イ さらに地の分割の場合



図①を③、図②を③のように道路を築造し、接する敷地の前面道路とする場合は区画の変更として捉えて開発行為となります。

図①から②のように公共施設の整備を伴わない、単なる敷地の分割は区画の変更として捉えません。

ウ 既存建築物の増築に伴い敷地が増加する場合



既存建築物の主要用途と同一の用途に使用するための建築物の建築で図bのように建物が一体となる場合、図cのように別棟となる場合のいずれでも、当初の区画の増加すなわち区画の変更となります。

なお、区画の判定にあたっては、建築物を中心とした土地利用に着目して判断することとなります。

したがって、既存建築物の敷地と一体として利用される露天駐車場、資材置場等の増設については、原則として区画の変更としてとらえます。

(3) 「形質の変更」

形質の変更とは、切土・盛土等形状の変更及び性質の変更を言います。建築行為、建設行為と不可分一体の基礎打ち、土地の掘削等は形質変更には該当しません。

次のような場合は「形質の変更」に該当するものとして扱います。

① 「形の變更」

切土・盛土などにより土地の造成を行うこと。



② 「質の変更」

宅地以外の土地（農地、雑種地等）を宅地とすること。

- 農地 → 建築物または特定工作物（以下「建築物等」とする）の敷地
- 露天駐車場、資材置場 → 建築物等の敷地
- 山林、荒地、雑種地 → 建築物等の敷地

3 建築物の建築（法第4条第10項）

（定義）

法第四条

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

（用語の定義）

建築基準法第二条

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは堀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

(1) 「建築物」の定義

この法律で「建築物」とは、次のようなものが該当します。

ア 土地に定着する工作物のうち

- 屋根及び柱若しくは壁を有するもの ○ 建築物に附属する門若しくは塀
- 観覧のための工作物（競技場のスタンド等）

イ 地下若しくは高架の工作物内に設ける

- 事務所 ○ 店舗 ○ 興行場
- 倉庫 ○ その他これらに類する施設

(2) 「建築」の定義

この法律で「建築」とは、以下でいう新築、増築、改築、移転することをいいます。

ア 新 築

新築とは、新たに建築物を建築することをいいます。この場合、棟単位の新築の場合と、敷地単位で考える場合とがありますが、既存建築物のある敷地にその建物と用途上不可分の関係の建物を別棟で建築する時は、増築として扱います。用途上可分である例として、工場の敷地内に寮舎を建築する場合は新築の扱いとなります。

イ 増 築

増築とは、既存建築物の床面積を増加させることをいいます。この場合、棟がつながって増加する場合と、別棟で増加する場合とがありますが、用途上不可分な建物の増加であるものはいずれも増築です。

ウ 改 築

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物の全部若しくは一部が災害等によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建築することをいいます。（なお、市街化調整区域での改築・増築の取扱いとは別に定める取扱いによります。）

(3) 用途の変更（法第42条・第43条）

市街化調整区域においては、一定の用途以外の建築物等の用途変更は制限されています。

また、それ以外の用途地域の定められていない区域で開発許可を受け、完了公告後に用途変更を行う場合は許可を受ける必要があります。

（なお、市街化調整区域の線引き以前の宅地に関する用途の変更については別に定める取扱いによります。）

4 特定工作物の建設（法第4条第11項、令第1条）

（定義）

法第四条

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

（特定工作物）

令第一条 都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 アスファルトプラント
- 二 クラッシャープラント
- 三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）

2 法第四条第十一項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。

- 一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

二 墓園

(1) 特定工作物の定義

この法律では「特定工作物」を周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのあるものとして「第一種特定工作物」、大規模な工作物の「第二種特定工作物」に分けて定義しており、次のようなものが該当します。

(2) 第一種特定工作物

ア コンクリートプラント 建築基準法別表第二(ぬ)第三号十三の二に定められている「レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用するもの」の用途に供する工作物

イ アスファルトプラント 建築基準法別表第二(る)第一号二十一に定められている「アスファルト、コールドタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りを原料とする製造」の用途に供する工作物

ウ クラッシャープラント 建築基準法別表第二(ぬ)第三号十三に定められている「鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの」の用に供する工作物

エ 危険物の貯蔵または処理に供する工作物 建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する工作物

(3) 第二種特定工作物

ア ゴルフコース

イ 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、観光植物園、サーキット、打席が建築物でないゴルフの打ち放し練習場等運動・レジャー施設である工作物でその規模が1ヘクタール（以下「ha」とする。）以上のもの。

なお、この場合、運動・レジャー施設とはいえない博物館法に規定する施設、また、工作物とはいえないキャンプ場、ピクニック緑地、スキー場（人工スキー場を除く。）マリナ、モトクロス場等は第二種特定工作物には含まれません。

ウ 墓園で1ha以上のもの

(4) 特定工作物の建設

新設、増設、改築、移転をいいますが、用途の変更については規定がなく、たとえば墓園⇔ゴルフコース、アスファルトプラント⇔コンクリートプラントの変更の場合は、それぞれ前者の廃止、後者の新設として扱います。

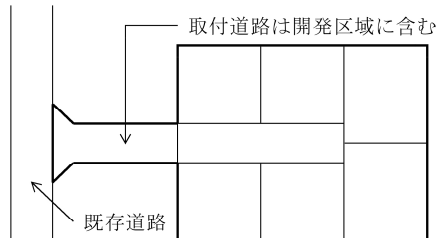
5 開発区域(法第4条第13項)

(定義)

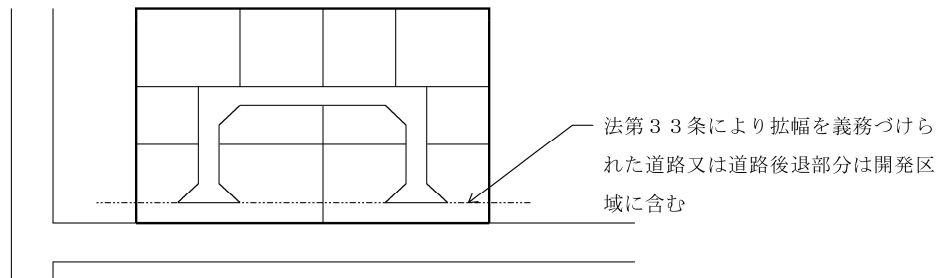
法第四条

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

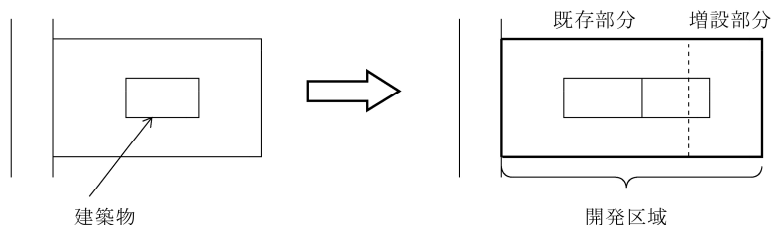
- (1) 開発区域外の既存道路に接続させる為の取付道路等の工事に係る土地の部分は原則として開発区域に含まれます。



- (2) 法第33条の技術基準により義務づけられた道路の拡幅部分又は道路後退部も開発区域に含まれることになります。



- (3) 既存の敷地(宅地)に、区画の変更として敷地を増設する場合は既存部分を含んで開発区域として捉えることになります。



(4) 敷地

施行日平成28年4月1日

敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地とし、一敷地と見なさない必要がある場合に、物理的区画により隔てられていたり、自然法面などで通常の人の行き来が想定されない場合は一敷地と見なさないことができる。

なお、この場合の物理的区画とは、人が容易に行き来できない工作物で、土地に基礎により定着し、容易に取り外しができない永続性のあるものとするが、出入り口を1カ所のみ、かつ、有効幅1.2mまでであれば設置してもよいこととする。

6 一体開発の取扱い

施行日平成16年4月1日

隣り合う二つ以上の開発行為（敷地を拡張するための開発行為、いわゆる敷地増を除く）を一体の開発行為として取り扱うのは、開発者等が同一である開発行為又は道路等の公共施設を共用している開発行為で、いずれも造成時期が近接している場合とし、以下により判断するものとする。

（1）開発者等が同一であるとは、開発者、工事施工者又は土地所有者のいずれかが同一である場合とする。

なお、所在地が同一若しくは取締役が重複している法人又はグループ企業等は同一とし、その他客観的に判断して同一と認められる場合も同一とみなす。また、土地所有者は、後発の開発行為を着手する時期からさかのぼって1年以内の所有者も含む（所有の時期は登記日付により判断する）。

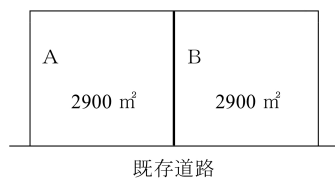
（2）公共施設を共用するとは、隣接開発区域の公共施設（道路、水路等）を利用しないと開発できない場合をいう。

（3）造成時期が近接しているとは、先行する開発行為の完了日から1年を経過せずに後発の開発行為に着手する場合とする。なお、開発行為の完了日は、都市計画法第29条による開発許可を受けている場合は検査済証交付日、建築基準法第42条1項5号による道路位置指定による開発行為の場合は道路位置指定日、市町村の宅地開発等指導要綱等による開発行為の場合は検査日、その他の場合は客観的に開発行為が完了したと判断できる日とする。

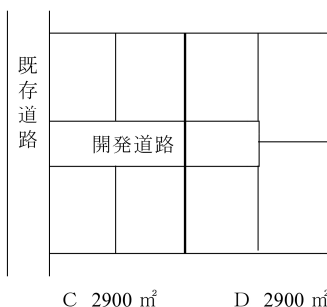
（4）既存公共施設（どちらの開発区域にも含まれないものに限る）で開発区域が隔てられている場合は一体の開発行為とは扱わない。

（5）一体の開発行為として取り扱う例

開発者等が同一で造成時期が近接

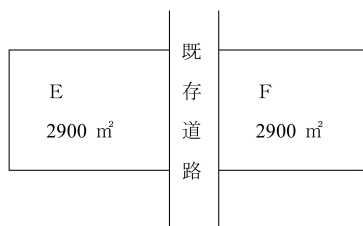


道路等公共施設を共用する場合で造成時期が近接

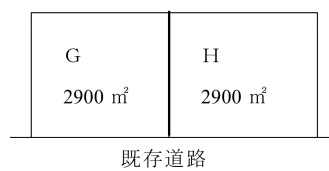


（6）別々の開発行為として取り扱う例

既存の公共施設（道路、水路等）で隔てられている場合



開発者、土地提供者、工事施工者のいずれも異なる場合



7 制度のあらまし

（1）開発行為の許可（法第29条）

都市計画区域、準都市計画区域内又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模の開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事（中核市である前橋市、高崎市、施行時特例市である伊勢崎市、太田市、事務処理市である桐生市、館林市、藤岡市の各区域内にあっては各市長、以下総称して「知事等」とする。）の許可を受けなければなりません。開発行為の許可を受けようとする場合には、都市計画法、同法施行令、同法施行規則、群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、同条例施行規則及び群馬県開発行為等の規制に関する規則に基づき（中核市、施行時特例市、事務処理市の区域については法、法施行令、法施行規則のほか市の条例、規則に基づき）所定の図書を知事等に提出しなければなりません。

(2) 公共施設管理者の同意等（法第32条）

開発許可の申請をしようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得るとともに、開発行為によって設置される公共施設の管理者となる者と協議しなければなりません。

(3) 許可基準**ア 技術基準（法第33条）**

予定建築物が用途規制に適合していること、排水施設が適切な構造及び能力で配置されていること、開発区域内の土地について安全上必要な措置が講じられていること、開発行為をしようとする土地等について工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があること等、開発の目的に従った基準に適合していなければ許可されません。

イ 市街化調整区域における開発行為の許可基準（法第34条）

アの技術基準のほか、法第34条に定められた許可基準に適合していなければ許可されません。

(4) 工事完了検査（法第36条）

開発許可を受けた者は、その工事が完了したときは、知事等に届出なければなりません。知事等は、届出があったときは工事の内容が許可の内容に適合しているかどうか検査し、適合していると認めたときは、開発許可を受けた者に検査済証を交付の上、工事完了の公告をします。

(5) 公共施設の管理及び敷地の帰属（法第39条、第40条）

開発行為によって設置された公共施設は、道路法等他法令で管理者が定められている場合を除き、工事完了の公告の翌日から市町村の管理に属することとなります（特段の定めをした場合を除く。）。

また、公共施設の用に供される土地は、原則として開発許可を受けた者自らが管理するものを除き、工事完了の公告の翌日に、公共施設の管理者に帰属することとなります。

(6) 建築等の制限**ア 工事完了公告前の建築制限（法第37条）**

開発許可を受けた土地においては、工事完了の公告があるまでは原則として建築物の建築はできません。ただし、知事等が支障ないとして承認したときは、この限りではありません。

イ 開発許可の時に定められた建蔽率等の制限（法第41条）

知事等は開発許可をする時に開発区域内の土地において建築される建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができますが、この制限が定められた土地においては、知事等の許可を受けなければ、その制限に適合しない建築物の建築はできません。

ウ 開発許可を受けた土地における建築等の制限（法第42条）

開発許可を受けた開発区域においては、工事完了の公告後は原則として知事等の許可を受けなければ、当該開発許可の時に予定した建築物又は特定工作物以外の建築又は建設はできません。

エ 市街化調整区域の建築制限（法第43条）

市街化調整区域内では、開発許可を受けた開発区域外の区域では知事等の許可を受けなければ農林漁業者住宅等一定の建築物以外の建築物の新築はできません。また、改築、建築物の用途変更をして一定の建築物以外の建築物にすることはできません。

(7) 開発登録簿（法第46条、第47条）

開発許可事務担当課では、開発許可の内容について一定事項を記載した開発登録簿を備え付け、一般の閲覧に供しています。

(8) 不服申立て（法第50条）

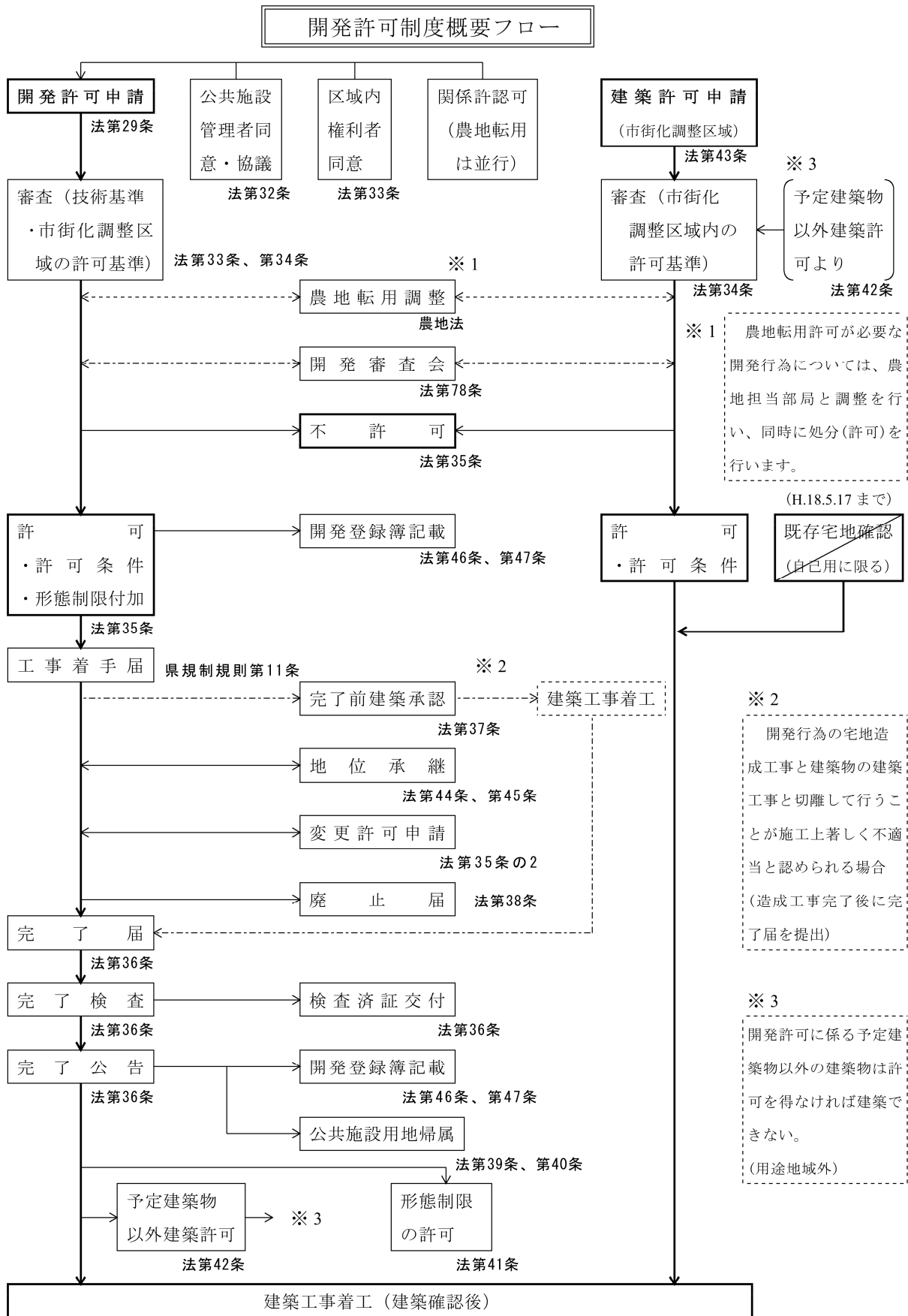
法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書き、第42条第1項ただし書き若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為又はこれらの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分の審査請求については、開発審査会で処理されます。

8 制度の沿革（参考）

都市計画法第三章（都市計画制限等）第一節（開発行為等の規制（第29条―第51条））に関連する、主な法改正の履歴は次のとおりです。

（法改正により廃止された制度は、参考として、※「」により条文を掲載します。）

- 昭和43年（1968年）6月15日：都市計画法（昭和43年法律100号）公布
 - ・開発許可制度創設
- 昭和44年（1969年）6月14日：都市計画法（昭和43年法律100号）施行
 - ・開発許可制度施行、旧都市計画法（大正8年法律36号）廃止
- 昭和50年（1975年）4月1日：都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和49年法律67号）施行
 - ・開発許可制度の適用区域の拡大（未線引き都市計画区域においても開発許可制度が適用（（旧法）附則第4項（※1）））
 - ※1「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域については、当該都市計画が定められるまでの間、その区域内において政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築に用に供する目的で行なう開発行為及び第29条第3号から第9号までに掲げる開発行為については、この限りでない。」
 - ・既存宅地確認制度の創設（法第43条第1項第6号ロ（※2））
 - ※2「市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であったと認められる地域であって、その旨の都道府県知事の確認を受けたものであること。」
- 平成13年（2001年）5月18日：都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律73号）施行
 - ・非線引都市計画区域内における開発許可制度の適用が法本文に明記（法第29条第1項（「非線引」とは、法改正により廃止された（旧法）附則第4項の「未線引」に代わって用いられる呼称。））
 - ・都市計画区域外において開発許可制度の導入（法第29条第2項）
 - ・既存宅地確認制度の廃止（ただし、自己用建築物の新築等においては経過措置あり（経過措置終了日：平成18年5月17日））
- 平成19年（2007年）11月30日：都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律46号）施行
 - ・公共公益施設（社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等）への開発許可制度等の適用（法第29条第1項第3号、同項第4号、法第34条の2）
 - ・市街化調整区域内における大規模住宅開発等の基準（旧法第34条第10号イ（※3））を廃止し、地区計画等の基準（新法第34条第10号）に一本化
 - ※3「開発区域の面積が政令で定める面積を下らない開発行為で、市街化区域における市街化の状況等からみて当該申請に係る開発区域において行うことが当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないと認められるもの。」
- 令和4年（2022年）4月1日：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律43号）施行
 - ・災害レッドゾーンの開発規制の強化（規制対象に「自己業務用」施設を追加）（法第33条第1項第8号）
 - ・災害レッドゾーンからの移転を促進するための開発許可の特例を創設（法第34条第8号の2）
 - ・市街化調整区域の浸水想定区域等における開発規制の厳格化（法第34条第11号、同条第12号）



9 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）との関係

（1）盛土規制法との関係（盛土規制法第15条～第19条、第21条、第34条～第38条、第40条、第49条）

（許可の特例）

盛土規制法第十五条 （略）

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可等）

盛土規制法第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～4 （略）

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

（完了検査等）

盛土規制法第十七条 （略）

2 （略）

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4～5 （略）

（中間検査）

盛土規制法第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 （略）

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（定期の報告）

盛土規制法第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 （略）

（工事等の届出）

盛土規制法第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）

は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の特例)

盛土規制法第三十四条 (略)

- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

盛土規制法第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～4 (略)

- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

盛土規制法第三十六条 (略)

2 (略)

- 3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4～5 (略)

(中間検査)

盛土規制法第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 (略)

- 5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

盛土規制法第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 (略)

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 (略)

- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(標識の掲示)

盛土規制法第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。

このことから、開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出、完了検査についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされることとなります。

ただし、開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合であっても、盛土規制法に基づく中間検査、定期報告、区域指定前の工事等の届出、標識の掲示は、別途手続きが必要となるので注意が必要です。

(2) 別途手続きが必要な例

ア 盛土規制法に基づく定期報告

下表に該当する案件の場合は、工事着手年月日から、3か月ごとに報告が必要です。

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの
土石の堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの

イ 盛土規制法に基づく中間検査

盛土規制法の政令で定められた盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事については、中間検査が受検義務となります。なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手できません。

ウ 盛土規制法に基づく標識の掲示

開発許可が盛土規制法のみなし許可となった場合、開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものの両方の標識の掲示が必要となります。

※この他、詳細は「盛土規制法の手引、群馬県 県土整備部建築課」を参照してください。